

利用料金の減免について

1 基本的な考え方

利用料金の減免については、利用料金を直接収受することとなる事業者が行うことになるが、利用料金の減免基準を作成し、当該基準についてあらかじめ県の承認を得る必要がある。

2 減免事由

減免事由としては、センターが公の施設であることから、福祉的・教育的な見地からの身体障害者等の利用等次に掲げる事由については、少なくとも利用料金を免除すること。

ア 入園料金及び駐車場利用料金について

- ・ 県内農業生産者の団体が行う研究等を目的とした見学
- ・ 社会福祉施設及びこれに類する施設に入所又は通所している者及びこれらの引率者の利用
- ・ 社会福祉事業の一環として市町村等が行う事業に係る障害者等及びこれらの引率者の利用
- ・ 教育課程に基づく教育活動としての児童・生徒及びその引率者の利用（ただし、入園料金に限る。）
- ・ 教育課程に基づく教育活動に係る引率者の下見
- ・ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳又は母子福祉手帳の所持者の利用
- ・ 県職員及びその関係者のセンター関係業務遂行に係る利用
- ・ 国及び地方公共団体職員とその関係者の類似施設の整備等を目的とした視察
- ・ 県民参加事業のサポーター活動、花き愛好者団体展示会及び県民花壇植栽活動に係る利用
- ・ 「農の体験・交流の場」（仮称）との連携活動に係る関係者の利用
- ・ 物品納入業者、工事関係者等の業務遂行のための利用

イ 会議室利用料金について

- ・ 県職員及びその関係者のセンター関係業務遂行に係る利用
- ・ 「農の体験・交流の場」（仮称）との連携活動に係る関係者の利用

3 その他の減免

事業者独自の基準として、次の例にあるような減免措置（割引措置）を講じる事ができる。ただし、特定の企業や個人を対象とする減免は不可とする。

（例）団体割引、年間パスポート、前売割引、他の施設とのタイアップによる割引、季節料金、一定の日・期間の割引など

4 提案時の減免事由

事業者は提案時に減免基準（事由）を明記するものとし、提案する需要（収入）推計にも反映させるものとする。